

練馬区立豊玉南小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを基本姿勢とする。

2 施策方針の基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう行われなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることが大切である。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、練馬区教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

本校の基本方針は、練馬区教育委員会・地域住民・家庭その他の関係者機関の連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等のために策定するものである。

② 組織の設置

企画調整委員会の下、いじめ防止対策推進委員会を設置する。構成員は、校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーターとし、該当学年の学年主任、学級担任、必要に応じてスクールカウンセラー、心のふれあい相談員、スクールソーシャルワーカーが加わる。

(2) いじめの未然防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

ア 教育活動全体を通して、人権教育の徹底を図り、いじめや体罰等がない好ましい人間関係の育成に努め、人権尊重の精神に立った児童の健全育成を目指す。

イ 日常の学習や体験的な活動、道徳教育、人権教育、特別活動等を通して児童の自尊感情や自己有用感を高めるための教育の充実を図るとともに、人間性豊かで思いやりの心をもつ児童を育成する。

② 児童の主体的な活動の促進

ア 望ましい集団活動を通して、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとす

る自主的・自発的な活動をより活発に行い、自己有用感を高める。

イ 異学年交流として、学年たてわり活動「元気会活動」を実施し、異学年が関わり合うことを通して、異年齢集団の中で、協力し合うことやいたわること、敬うことなどの大切さを身に付けさせる。

③ 教職員の指導力の向上

ア 指導的な立場やモデルとなる教員によるOJTを通して、児童への共感的理解と受容的態度で望ましい人間関係を構築するカウンセリング的スキルを向上する。

イ 週1回の生活指導に関する夕会時等に、いじめの兆しを発見する眼を養うとともに、適切に対応する指導力の向上を図るため、具体的な事例や適切な資料をもとに研修を実施する。さらに、いじめ問題を正しく理解するために人権プログラムを活用した研修会を実施する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

ア 継続的ないじめの実態把握と、早期発見・早期対応するために、学年主任を中心に、各学年の児童の実態を学年会等で日常的に情報交換するとともに、定期的にいじめに関する調査アンケートを実施する。

イ Hyper QU アンケートを実施し、未然に防ぐ問題行動の把握に努め、週1回の生活指導の情報交換や生活指導全体会、子供支援委員会、教育相談や他機関との連携を図りながら、全教職員の共通理解の基に基本的生活習慣の確立を図る。

② 教育相談の充実

相談体制の充実と関係機関との連携を図るために、児童や保護者の相談に応じる体制を整え、周知する。

また、子供支援委員会を中心として、専門性をもつ心のふれあい相談員、スクールカウンセラー等との連携を図る。

③ 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

思いやりの心や社会生活を営む上での基本的ルールなどの人権感覚と規範意識を、道德授業地区公開講座などを通して、家庭・地域との連携を図っていく。保護者・PTAには、学校公開、経営方針の説明、学校だよりや学年だより、学校ホームページ等により情報の発信を工夫する。

(4) いじめへの対処

① いじめられる側の児童への支援

- ・ 学校と保護者、スクールカウンセラー、教育相談室と綿密に連携する。
- ・ 全教職員の情報共有と児童を複数で見守る全校体制を整備する。

② いじめる側の児童への実効性のある指導

- ・ いじめの事実の聴き取りといじめの背景にある実態を調査する。

③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- ・ 教室全体にいじめを許容しない雰囲気醸成する。

- ・ 傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」を育てる学級経営をめざす。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性のある指導体制の確立するために、学年主任と生活指導主任、管理職との報告・連絡を適時的確に行う。

いじめの兆候については「だれが、いつ、どこで、だれに、どのような」を適切に記録する。記憶ではなく記録を徹底する。記録に基づいて関係者に関わり、学年会、生活指導部、子供支援委員会など関係組織と連携を図る。

⑤ 重大事態への対処

次に掲げる場合には、「重大事態」として対処し、速やかに、区教育委員会との連携の下、対策組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供するものとする。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

「SNS練馬区ルール」をもとに、インターネット上のトラブルの未然防止を図る枠組を整えるとともに、情報モラル教育のなかで、インターネット・スマートフォン・携帯電話等利用時の危険回避など情報の正しく安全な利用を指導する。また、自分自身が被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手をかさないという視点を明確にする。

⑦ 中学校及び関係機関との一層の連携

思いやりの心や社会生活を営む上での基本的ルールなどの人権感覚と規範意識を、道徳授業地区公開講座などを通して、家庭・地域との連携を図りながら身に付けさせる。

中学校とは、定期的に実施する小中合同研修会、校区别協議会で、児童の状況について情報交換をし、個別の事案については、3月の卒業時に小学校学級担任と中学校担任との事務引き継ぎの機会に的確な情報伝達をする。

⑧ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

定期的ないじめに関する調査により実態を把握する。地域・学校関係者からは、第三者評価や学校関係者評価を積極的に活用する。